

清涼飲料水の規格基準の改正について

1. 経緯

「清涼飲料水」は昭和 34 年に「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の第 1 食品の部 D 各条において規定され、必要に応じ所要の見直しが行われてきた。

平成 14 年、コーデックス委員会におけるナチュラルミネラルウォーター等の規格の設定及び我が国の水道法の水質基準改正の動きを受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会（以下「部会」という。）において清涼飲料水の規格基準の改正について審議し、平成 15 年の内閣府食品安全委員会の発足とともに、化学物質 48 項目等について食品健康影響評価を依頼した。

その後、平成 21 年より食品健康影響評価の結果が得られた物質等について順次部会において審議し、平成 26 年 12 月に、それまで審議された物質等について成分規格を改正した。このとき、食品健康影響評価が未答申であること等から部会で審議しなかった物質については、食品安全委員会からの答申状況を踏まえ、規格基準の改正を行うこととした。

今般、新たに食品安全委員会からの答申があった物質に係る清涼飲料水の規格基準の改正について、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会長宛てに平成 28 年 11 月 21 日付け及び平成 29 年 9 月 20 日付けで諮問された。

2. 審議事項

食品安全委員会での評価が終了した別紙の 5 物質について、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの」及び「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」並びに「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」について、平成 22 年 12 月 14 日開催の部会で決定した「ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等について」も考慮しつつ、別紙の通り設定する。

3. 今後の対応

上記の規格基準の改正案は食品健康影響評価を踏まえていることから、部会で了承された規格基準については、速やかにパブリックコメント等の所要の手続き終了後に告示の改正を行う。

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの化学物質等の成分規格
(単位 : mg/L)

物質名	現行基準値	改正案
亜鉛	5	<u>基準値なし</u>
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	10
亜硝酸性窒素	基準値なし	<u>0.04</u>

※下線部は現行の基準値と値が異なるもの。

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものの化学物質等の成分規格
(単位 : mg/L)

物質名	現行基準値	改正案
亜鉛	5	<u>基準値なし</u>
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	10
亜硝酸性窒素	基準値なし	<u>0.04</u>

※下線部は現行の基準値と値が異なるもの。

ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水の製造基準
(単位 : mg/L)

物質名	現行基準値	改正案
鉄	0.3	<u>基準値なし</u>
カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300	<u>基準値なし</u>

※下線部は現行の基準値と値が異なるもの。